

重点番号16:地方社会福祉審議会の見直し(九州地方知事会(熊本県))



地方社会福祉審議会の見直し



平成27年7月10日
熊本県健康福祉部

提 案 概 要

【本県からの提案】

1. 地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し(精神障害者福祉を対象に追加)

社会福祉法第7条第1項の規定により、調査審議事項から除かれている精神障害者福祉に関する事項について、特例規定を設けるなど、調査審議事項とすることを可能とする。

2. 地方社会福祉審議会に設置する専門分科会の設置強力化

精神障害者福祉に関する事項を調査審議とすることができるようにして、地域の実情に応じた専門分科会の設置を可能とする。

○地方社会福祉審議会とは…

社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第7条第1項の規定により、都道府県、政令市及び中核市に設置することとされている、社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関のこと。

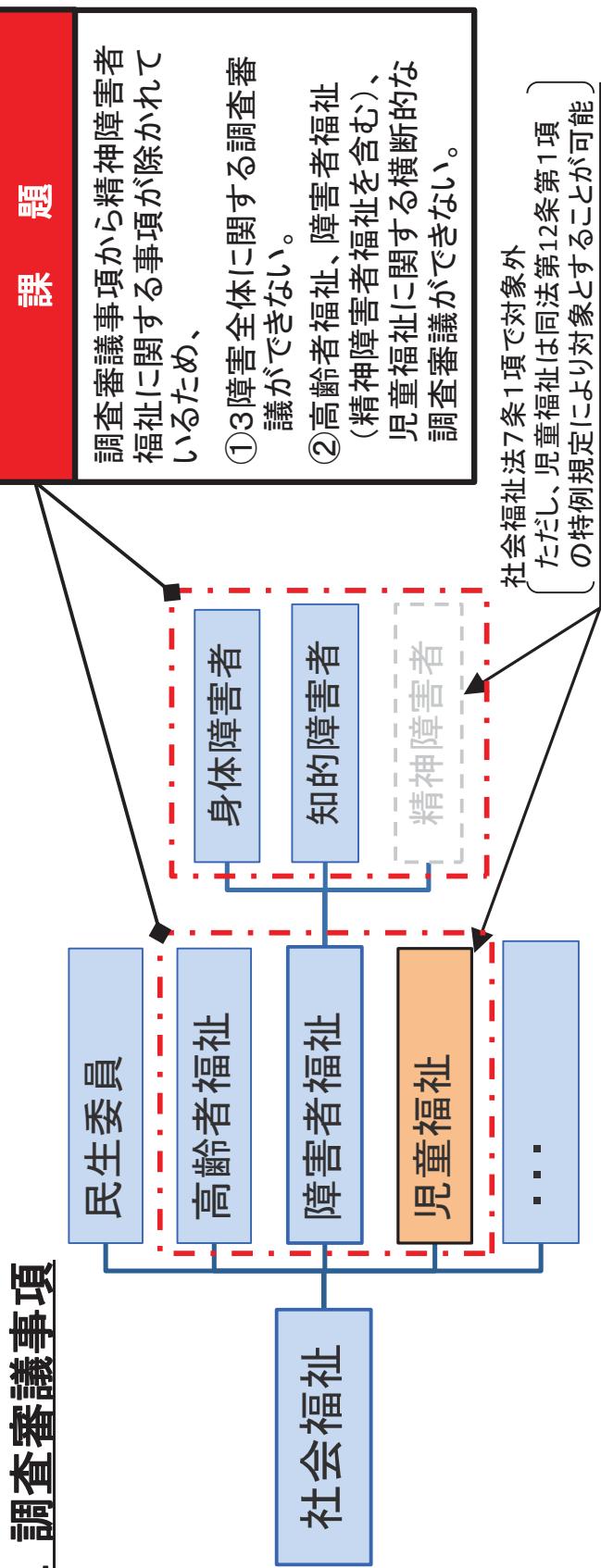
【参考】社会福祉法(昭和26年法律第45号)
(地方社会福祉審議会)

第7条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

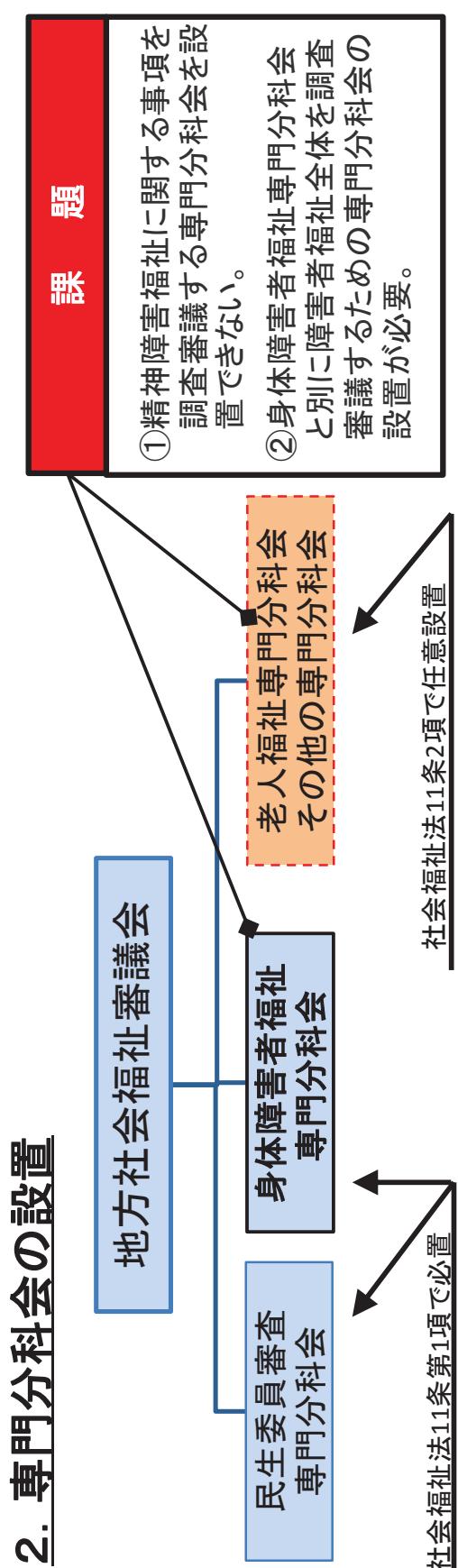
2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答える。又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

現状と課題

1. 調査審議事項



2. 専門分科会の設置



具体的な支障事例(1. 調査審議事項関連)

(1) 3障害(身体、知的、精神)共通の課題への対応

①障害者の地域生活への移行 「障害者の生活の場に関する問題が、入所施設や病院から、グループホーム等を住まいとする地域への移行を支援する議論において」

【審議への支障】

精神障害者が精神科病院に長期入院している問題がある中で、地域移行支援について、社会福祉審議会で3障害一体的に議論できず非効率。(一體的に議論できないのはおかしい:本県委員意見)

②障害者の就労 「障害者について、福利的就労(就労継続支援事業所(A・B型)、就労移行支援事業所)から、一般事業所での就労への移行を支援する議論において」

【本県委員の意見】

障害者の就労支援は、障害者総合支援法に基づき、3障害一体的に取り組まれているが、社会福祉審議会では精神障害者について議論できない。これは、障害種別ごとに縦割りでサービス体系がわかれににくいという課題を解決し、サービスを充実させるという同法の趣旨に適っていない。

(2) 社会福祉サービス(障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉)共通の課題への対応

○社会的な支援を要する者の権利擁護 「虐待防止や成年後見制度など、社会的な支援を要する者の権利擁護に関する取組の議論において」

【審議会の在るべき姿】

精神障害を含めた障害者福祉、高齢者福祉や児童福祉など、社会福祉全般について議論する仕組みが必要である。(その役割は社会福祉審議会が担うべき:本県委員意見)

具体的な支障事例(2. 専門分科会関連)

(1)精神障害者福祉に関する事項を調査審議する専門分科会を設置できない。

- 「1. 調査審議事項」と同様の支障が生じている。

(2)精神障害者福祉に関する専門部会を設置することができるようになつても、「身体障害者福祉専門分科会」が必置とされているため、**3障害共通の課題を審議するための専門分科会を、身体障害者専門分科会とは別に設置する必要がある。**

- 専門分科会を別途設置することで、委員の任免手続きが煩雑化し、運営などの事務負担が増加する。

地方社会福祉審議会

民生委員審査
専門分科会

身体障害者福祉
専門分科会

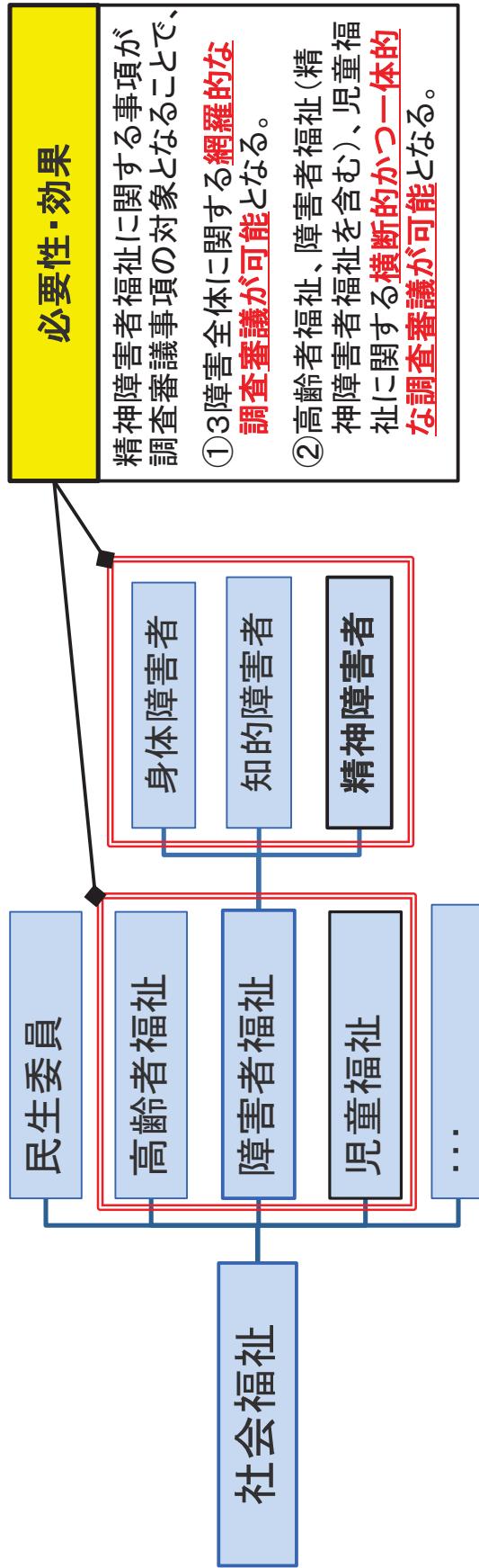
その他(精神障害者)
福祉専門分科会

その他専門分科会

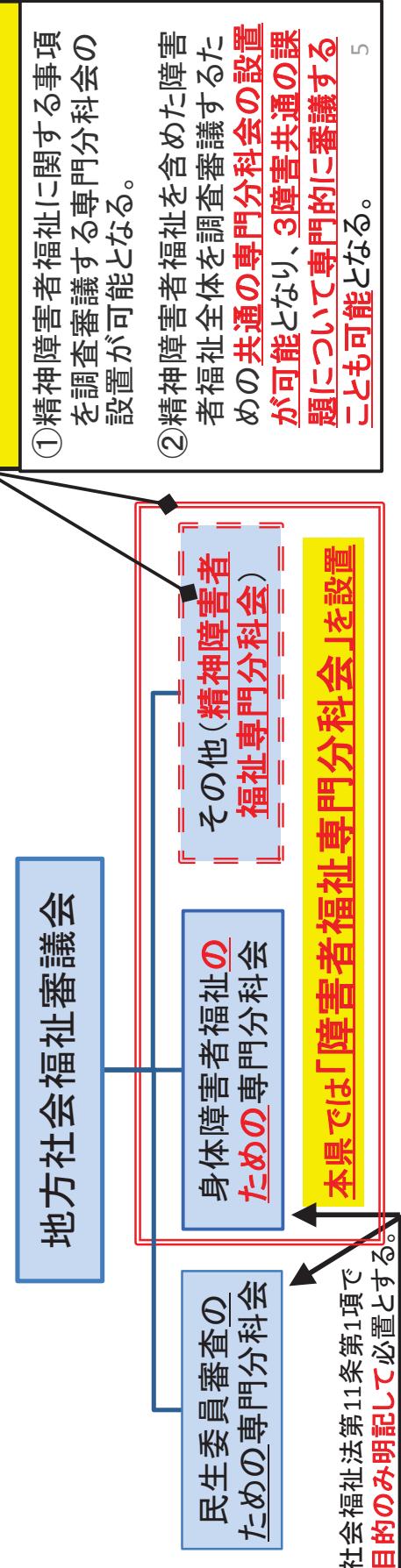
※それぞれ専門部会を設置しなければならない。
(3障害共通の専門部会にまとめることができない)

必 要 性 ・ 効 果

1 調査審議事項の見直し(精神障害者福祉を対象に追加)



2 専門分科会の設置強力化(目的等のみ明記)



過去3年間の審議事項

	地方福祉審議会	地方精神保健福祉審議会
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・幸せ実感くまもと4カ年戦略の取組状況(社会福祉分野)について ・くまもと子ども・子育てプランの策定について ・第5期熊本県障がい者計画及び第4期熊本県障がい福祉計画の策定について ・生活困窮者自立支援法の施行について ・保育所部会(仮称)の設置について <p>※平成24～26年度は開催なし。</p>	<p>【参考】</p> <p>(平成23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療体制の整備について ・精神障がい者アートリーチ推進事業について ・精神障がい者の地域移行支援の取組について ・第6次保健医療計画について ・熊本市の政令市移行に伴う事務委譲について
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・幸せ実感くまもと4カ年戦略の取組状況(社会福祉分野)について ・社会保障制度改革改革国民會議報告書(概要)について ・生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策について ・子ども・子育て支援新制度について 	<p>(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期障がい者計画について ・今後の地域移行支援の取組等について ・熊本市の政令市移行に伴う事務委譲について
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・幸せ実感くまもと4カ年戦略の取組み(社会福祉分野)について 	<p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期障がい福祉計画について

本県の社会福祉審議会の構成員

熊本県社会福祉審議会（22人）

H27.7.10現在 (H27.1.21改選)

区分	所 属	職 名	専門分科会	民 生	児 童	高 齡	身 構
県議	熊本県議会厚生常任委員会	委員長	●	●			
社会福祉事業関係者	熊本県民生委員会	副会長	●	●			
	熊本県老人クラブ連合会	常務理事	●	●			
	熊本県社会福祉協議会	常務理事	●	●			
	熊本県里親協議会	会 長	●				
	熊本県保育協議会保育士部会	部会長	●				
	熊本県養護協議会	会 長	●				
	熊本県知的障がい者施設協議会	会 長	●				
	熊本県母子寡婦福祉連合会	会 長	●				
	熊本県介護福祉士会	副会長	●				
	熊本県地域密着型サークル連絡会	代表世話人	●	●			
	熊本県老人福祉施設協議会	会 長	●				
	熊本県身体障害者福祉団体連合会	会 長	●				
	熊本県身体障害児者施設協議会	会 長	●				
	熊本県立大学総合管理部	教 授	●				
	熊本学園大学社会福祉学部	教 授	●				
	熊本大学大学院生命科学研究院	准教授	●				
	熊本県PTA連合会	副会長	●	●			
	熊本県社会福祉士会	理 事	●				
	熊本県歯科医師会	副会長	●	●			
	熊本県医師会	副会長	●	●			
	熊本県薬剤師会	副会長	●	●			

熊本県精神保健福祉審議会（13人）

		所 属	職 名
1	熊本県議会	熊本県議会	厚生常任委員会 副委員長
2	熊本学園大学	熊本学園大学	准教授
3	九州看護福祉大学	九州看護福祉大学	准教授
4	公益社団法人 熊本県医師会	公益社団法人 熊本県医師会	会 長
5	独立行政法人 国立病院機構菊池病院	独立行政法人 国立病院機構菊池病院	副院長
6	公益社団法人 熊本県精神科協会	公益社団法人 熊本県精神科協会	会 長
7	一般社団法人 熊本県精神障害者福祉会連合会	一般社団法人 熊本県精神障害者福祉会連合会	専務理事
8	公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会	公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会	会 長
9	熊本県精神保健福祉士協会	熊本県精神保健福祉士協会	会 長
10	熊本地方法務局	熊本地方法務局	次 長
11	熊本市	熊本市	健 康 福祉 子ども局長
12	熊本県町村会	熊本県町村会	副会長
13	熊本県精神保健福祉センター	熊本県精神保健福祉センター	所 長